

## 香取文書の売券から見える中世の東国

2018年7月

横浜歴史研究会発表資料

北村 邦明

### はじめに

昨年は、東寺百合文書<sup>注)</sup>に残る土地や屋敷の売券から中世社会の一端を覗いて見た。しかし、これは東寺の荘園に関わる売券なので、畿内及びその周辺の取引が主であった。その売りの形態は次の3つに集約できた。

本銭返し：売却代金（本銭）を買主に返却すれば権利を買戻すことが出来るという特約付きの売却

年季売り：期限を切って売却して、期限満了後には無条件で売主に権利が戻るという特約付きの売却

永代売り：期限を定めない売却

調査した売券105件のほとんどは、永代売りまたは、明記されていないが実質的に永代売りと解釈できるものであった。売券には、買主の権利を担保する文言が記載されていた。

違乱担保文言：その土地の売買に反対する者が出た場合に、売主が責任を持つて対応することを明記した文言

「若不慮違乱出来之時者、本主并請人相共可致明沙汰也、尚以不事行者、不日本直錢於可令糺返者也」

徳政担保文言：売却された土地を元の所有者に戻させるという徳政令の適用を回避する文言

「たとい御徳政候とも、いささか仔細を申ましく候」

注) 東寺百合文書は、東寺に保管されていた8世紀から18世紀まで約2万5千通の古文書群である。加賀藩の第5代前田綱紀が百個の桐箱を文書の保存容器として東寺に寄附し、その後はこの箱に納められて伝えられてきたことから、「東寺百合文書」と呼ばれるようになった。（「合」は、ここでは蓋のある容器を数える数詞。）

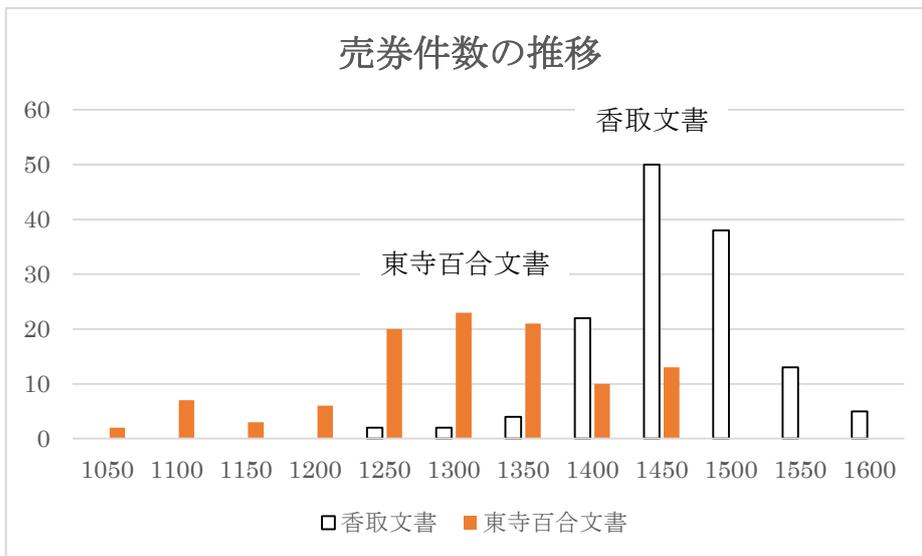
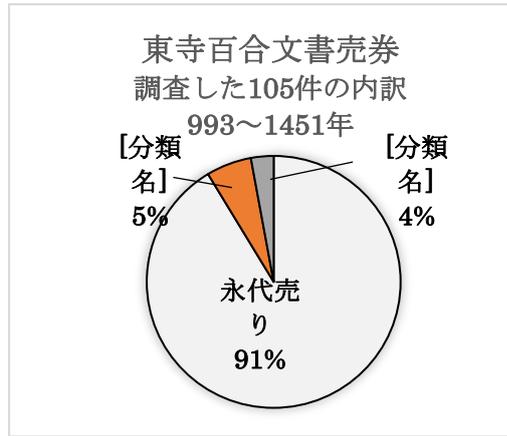
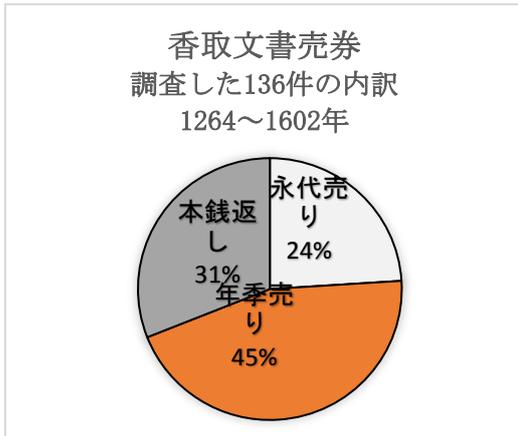
### 香取文書

香取神宮、諸神官家及び神宮寺所蔵の古文書類である。『千葉県史料 中世編 香取文書』及び『千葉県の歴史 資料編 中世2』に収録されている香取文書の中から売券136件を取り上げて、その特徴を分析した。

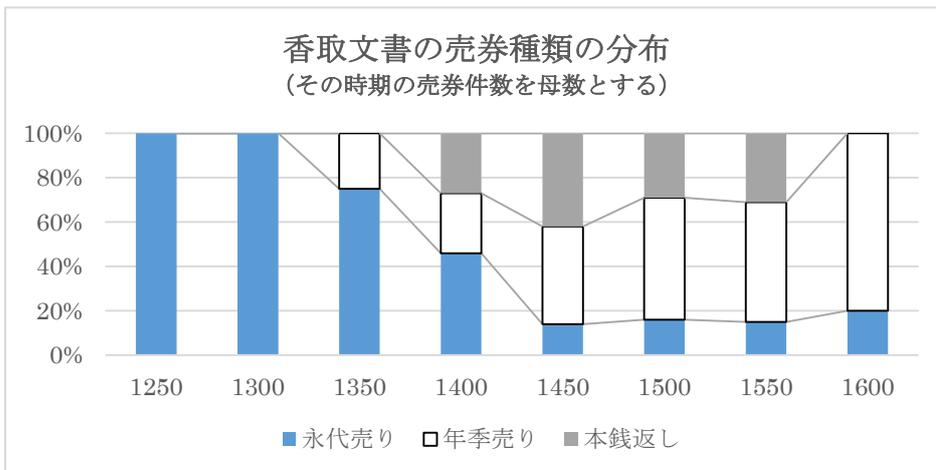
### 年季売り、本銭返し

東寺百合文書売券と比較した結果を以下に示す。

香取文書の場合は永代売りが少なく、年季売りや本銭返しが多いことがわかる。



下図に示すように、香取文書でも当初は永代売りであった。その後、年季売りと本銭返しの割合が増えたが、それでも永代売りがなくなったわけではなく約2割を占めていた。



永代売りが減少した理由の一つと思われるのが次の文言である。

「香取社神事酒等注文」（年月未詳 田所家文書）

「〔 〕ノ其身ヲ我として売、我田畠等ヲ永代ニ売事□□停止者也、此旨ヲ背申候わん神官等所職ヲ□□忽きせられへき物也、〔 〕田畠ヲ永代に与讓事可令停止也、但シ□□非分たるへし」

欠字があって正確に読めないが、神官等が田畠を永代に売ったり、譲ったりすることを禁じたものであろう。ただし、この文言は香取社の年間の神事を記した文書に前後の脈絡もなく挿入されている。後世になって、文書を保存整理するために書き写した際に誤って混入されたものと推測されている。従って、いつ、誰が書いたのかは不明であるが、このような社法が存在したことは認めてよいと思う。しかし、これによって、永代売りが全くなくなったわけではないことにも注目しなければならない。

永代売りが禁止された理由として、生活の基盤となる土地を売却することによる神官の困窮防止や、領外の有力者が土地を買い取ることによる領地への侵入防止などが考えられる。

香取文書には、山林、屋敷を除いた田畠の年季売りは 57 件ある。年季売りの売券は、年季明けで売主に土地が返却された時点で用済みになるので、廃棄されてもよいものである。今日に伝えられているよりも多くの年季売りが行われていた可能性もある。年季の平均は 12.7 年、最短は 3 年で、最長は 50 年であった。長期間の年季売りは永代売りが禁止されたことと関係があるのだろうか。

後日土地を取戻すことが可能な年季売りや本銭返しは、売主にとっては、当座必要な現金を得る金融の手段で、質入れと同様の意味を持っていたと考えられる。

田畠の売買を規制した事例は、他国の武家法にも見られる。

『宇都宮家式条』（弘安 6 年（1283）下野の宇都宮氏の家法）

「名主売買地之事

右、依要用、割分田畠在家等、人令売渡事、於両三年分限者、不及沙汰、此外至数年之売地者、沙汰出来者、可収公之」

田畠の年季売りについて規定しているが、永代売りや本銭返しについて記載がない。禁止していたというより、そのような売形態が見られないので書く必要がなかったものと考えている。

## 死亡逃亡跡

「縦又死亡逃亡御徳政候共、於彼屋敷者、違儀一言もあるましく候」（延徳 2 年（1490）依有要用本銭返売置申屋敷状）

死亡逃亡と徳政令を同列に記載しているのも、死亡逃亡があっても、この屋敷が取り上げられることはないという約束したものと思われる。しかし、売主はすでに、死亡逃亡しているのも、屋敷が取り上げられようとしたときに、売主はそれを防ぐことはできないはずである。

売主が死亡逃亡した後のことを一番確実に保証してくれそうな方法は、領主から買地安堵状を受けておくことである。

「宗幹か買得の地ニおいてハ、死亡逃亡又ハ御徳政ありというとも、無相違知行をいたすべく候」(明徳元年(1390)大禰宜散位長房)

死亡逃亡があっても、買主の権利に変わりがないことを権力者が保証している。当該の売券の作成者は、このような買地安堵状の文言を流用したのではないか。売券で死亡逃亡の文言があるのは、この1件のみである。

売主が死亡逃亡した後、売却された土地が取り上げられる心配をしたのはなぜであろうか。これには、土地の所有権に対する考え方が影響している。

年季売りあるいは本銭返しの場合、買主は土地を利用している期間だけの仮の所有者で、その土地の本当の所有者(本主権者)は売主と考えられていた。これは、徳政令で買得の地を元の所有者に返還させる論拠とした本主権の考え方に通じる。本主権者が不在になったので、領主はその土地を没収して適任な者に知行させることで、違乱を防止してかつ、年貢の確実な徴収を担保した。

永代売りは、香取領内では禁止する法があったが、実際には土地取引の2割程度は永代売りであったことから、この法の運用は絶対的なものではなく、予め領主に届ければ、安堵状を受けておくこともできたと思われる。法の運用はかなり弾力的なものであったのではないか。

売買された土地が没収される理由には売主の罪科もあった。

『宇都宮家式条』

「名主売買地之事、右依要用、割分田畠在家等人令売渡事、於両三年分限者、不及沙汰、此外至数年之売地者、沙汰出来者、可収公之」

年季が2~3年の年季売りの場合はその売買に領主は関与しないが、それよりも長期で、裁判に持ち込まれた場合は没収する。恐らく、売主に問題が生じた場合のことを指すのであろう。

『塵芥集』(天文5年(1536年)伊達家の制定した分国法)

「買得の所帯(領地)、書下しをとり、知行せしむるところに、くたんの所帯、要用有によつて売り地になす、しかるに売主、罪科あるのとき成敗を加え、所帯闕所せしむ、咎人の売り地たるにより、おなしく闕所になる、…」

売主が罪を犯したときにはその財産、領地は没収される。没収は刑罰の一つであったと思われる。罪人が売った土地についても、その行為を認めないとして没収の対象にされたのではないか。

### 買主が不明な売券

録司代家には、1447年から1472年の26年間に、慶尊を売主とする13件の売券が残っている。内訳は永代売が2件、年季売が11件である。年季売の売券には買主の名が書かれていない。しかし、内4件は端裏書（文書の裏に書かれたメモ）から買主は蔵元（質屋）とわかる。

案主家に残る売券も1339年から1475年の137年間の22件には買主の名が書かれていない。内訳は、永代売りが3件、年季売が19件である。

香取文書全体でみると、1300年後半から1400年後半までの約100年の間に書かれた売券には買主の名前が書かれていないことが多い。売券に買主の名前がないと、その売買を第三者に証明することができない。譲状など別の文書や記録が存在した可能性もあるが、これは確認できていない。1500年代になると買主が記されることが多くなる。

東寺百合文書では、土地の権利を継承していること証明する過去の証文（譲状や売券）を繋いで保存して買主に渡していた。これを手継証文という。律令制の元では土地の売買を官が証明する形式をとったから、売買の成立は公的に保証されていたが、この制度がくずれると、売主は自分が正当な権利者であることを証明するために、以前の権利者からその権利を適切に継承してきたことを示す必要があった。

香取文書の世界では、香取社の神職を務める家同士という狭い範囲での取引では、売券の所有者がその土地の正当な所有者（権利者）であることを認める暗黙の了解があったのではないか。お互いに相手のことをよく知っているという相互の信頼関係が前提になっていたであろう。

### 私年号

私年号は、朝廷が定めた公年号に対して、それと異なる年号を私的に用いたもので、香取文書の売券には、「延徳」、「弥勒」の使用が認められる。

### 延徳

「本銭返にうりわたし申田の状之事」

この売券は香取社大禰宜大中臣胤房が本銭返しで田を売却した時のものであるが、その日付は「延徳2年<sup>みつのへむま</sup>12月7日」となっている。「みつのへむま（壬午）」の干支から、この延徳2年は、公年号では寛正3年（1462）にあたる

ことがわかる。「延徳」は公年号にも存在するが（1489～1491）、これとは別に私年号として「延徳」が使用されていたことになる。胤房は、3年後にも本銭返して畑を売っているが、この時は寛正5年（1464）の公年号を使用しており、私年号は使用していない。

「ようようある<sub>上</sub>仍田の状之事」

この売券は氏名不詳の検非違使が、香取郡いとにわ彌二郎の方に田地を永代に売った時のものであるが、その日付は「延徳5年<sub>乙酉</sub>（きのととり）10月2日」となっている。干支から、この年は寛正6年（1465）にあたる。

『日本私年号の研究』（久保常晴、1967 吉川弘文館）によれば、この年号が使用された事例が見られるのは延徳5年までである。それが使用された地域は関東周辺に限られている。前関東管領足利成氏の勢力圏内と合致するという指摘もあるが、しかし成氏自身が延徳年号を用いた形跡はない。

鶴岡八幡宮の記録『香蔵院珍裕（ちんゆう）記録』の寛正2年12月条

「当年寛正二年十一月ヨリ改元也。延徳元年十二月日」

同寛正3年7月条

「年号事、旧冬ヨリ改元アリテ延徳ト申説アル。当年延徳二年皆記之。雖然豆州様□京方ハ寛正三年タル由申間、又寛正□□」

豆州様とは堀越公方足利政知のことで、彼からの情報で京では寛正3年である（改元されていない）ことを知って又寛正に戻したということであろう。改元の情報源については記載されていないが、噂のようなものであったことを伺わせる。延徳の使用例は寺社の古文書に多く見られるので、寺社間での情報交換のなかで改元の噂が広まって使用されたのかもしれない。私年号の延徳が使われた1462年ころは、寛正の大飢饉（1460～1465）の最中であるが、延徳の名称に特別の意味があったかどうか、又その提唱者は不明である。

## 弥勒

「香取源三郎屋敷売券」

この売券は香取源三郎が六司代慶満と同八郎衛門に永代に屋敷を売却した時のものであるが、その日付は「弥勒2年<sub>ひのとのおう</sub>正月19日」となっている。干支から永正4年（1507）のことと思われる。同年2月13日の「録司代慶満毘沙門堂屋敷寄進状案」にも弥勒2年と書かれている。1505年も大きな飢饉が発生した年である。弥勒菩薩にすがって救済を願う気持ちを込めたものかもしれない。

その他、私年号とは言えないが、公年号と異なる年号を用いた例がある。当時、年号の改元は、朝廷が先例・典故・吉凶などからの年号候補をいくつか挙げて幕府に示し、幕府が決定して朝廷が公布する手順で行われていた。従って、

年号は幕府が決定するという認識から、幕府に敵対する勢力は公年号を使用することを嫌うことがあった。

例えば、公年号は享徳4年(1455)以降に康正、長祿、寛正などと改元されたが、足利成氏は文明10年(1478)まで享徳を使用し続けた。享徳4年は成氏が古河公方として権勢を振るい始めた時期で、その時の年号に固執したものと思われる。成氏は千葉孝胤(のりたね)の保護を受けていた時期がある。孝胤が文明3年(1471)に発給した領地安堵状の日付は「享徳廿年」となっている。これは、当該の地が成氏によって還付されたものであり、孝胤が成氏の強い影響下にあったことから、成氏が固執した享徳の年号を使ったと思われる。年号の書き方にその時の政治情勢が影を落としている例である。

「大禰宜満房売券」には正長4年とあるが、正長は元年のみで永享に改元されており、この年は永享3年(1431)に相当する。

「録司代某田地5年季売券案」には文祿6年とあるが、文祿は4年で慶長に改元されており、この年は慶長2年(1597)に相当する。

改元の情報が地方に行き渡るのにある程度の時間を要することは理解できるが、2年以上かかるのは考えにくい。なにか意図的なものがあったかもしれない。

## 人身売買

香取津宮住人左近次郎は、文明5年(1473)、孫太郎32歳を1貫文で5年の年季で売り渡した。

「もしかの男、一日も手間ひまをとり候ハヽ、一日に廿文つゝの手間料を沙汰いたすへく候、此上もしいかなる権門勢家、神社仏私領へ逃げ失せ候とも、此状を先として召し取られ候はんニ、その所の地頭・政所、まして親類のいろいろ、一言もあるましく候」

ここでも買主の名前を書いていないので、誰に売ったのかは不明である。

東寺百合文書でも、使用人や子を担保にする売券があった。

中世は何回も大きな飢饉に襲われた。松戸市本土寺に残る過去帳を見ると、平均的な物故者の数は春、夏に多く秋に最低になり冬の終わりから増加し始めることがわかるという。食料の生産サイクルと物故者数の増減が一致するという、ぎりぎりの生活水準にあったことを伺わせることである。糊口を凌ぐために、止むを得ず人身売買をする事態があちこちで生じていた。

## 畠の二毛作

「明年甲午(きのえうま)年之作毛より始候て、来候はん癸卯(みずのとう)年之作毛まで、十ヶ年廿作か間・・・」(文明5年(1473)香取宗吉売券)

この頃から、畠の年季売券に二毛作が行われていたことを伺わせる記述が多くなる。麦と大豆の組合せによる二毛作であろう。

田の売券にそのような記述は見られないので、香取社領の水田では二毛作はまだ行われていなかった。香取社領の水田は房総台地の谷沿いの低湿地に形成されていたので水利には恵まれたが、乾田化が困難だったと思われる。

文永元年（1264）に鎌倉幕府は備前、備後の御家人に水田の裏作としての麦作に課税することを禁じた御教書を出している。この頃は、裏作に課税する制度がなく、裏作の収益はそのまま農家の収入になっていたことをうかがわせる。

### さいごに

東寺百合文書では、名主職、作職（作人職、百姓職とも言う。）と書かれた売券が13世紀前半から現れた。土地からの収益を得る権利を職(しき)と呼んだ。名主は領主に納める年貢以外に加地子という耕作料を作人（耕作者）から取得する名主職を持っていた。同じように、作人も年貢や名主に支払う加地子を差し引いた残りを取得する作職を持っていた。名主が自ら耕作も行っていた場合には、名主職の中から作職を分離して売ることができた。名主職の売券に作人が連署しているケースがあり、これは作人職の継続を条件として名主職を売却したと思われる。東寺の荘園では、「職」は経済的な利益を生む資産として売買の対象にされた。

香取文書にも本所（領主）への年貢や名主・作職の取り分を明記した売券（岡本祐養売券写 天正8年(1580)）がある。名主職や作職は実態として存在していたことは伺われるが、名主職や作職の売却と明記した売券は見られないので、その権利を売買の対象にするまでには至っていなかった。

東寺百合文書と香取文書の売券の文言の比較から、経済活動の地域による違いの一端が見えてきた。情報が電波に乗って瞬時に伝わる現在とは違って、情報の伝達を人の交流に頼った時代は、政治経済の中心地からの距離の遠近が地域における考え方や活動習慣の形成に大きな影響を与えた。

### 参考文献

- ・『千葉県史料 中世編 香取文書』 1975年
- ・『千葉県の歴史 資料編 中世2』 1997年
- ・『日本私年号の研究』久保常晴 1967年 吉川弘文館
- ・『中世国家と東北・奥羽』伊藤喜良 1999 榊校倉書房
- ・『中世の領主制と封建制』河音能平 2010 文理閣
- ・『耕地と集落の歴史』木村 礎、高島緑雄 1969 榊文雅堂銀行研究所
- ・『東国大名の研究』佐藤博信 1983 吉川弘文館
- ・『土地制度史 I、II』竹内理三、北島正元 1975, 1981 榊山川出版社
- ・『中世法制史料集』1965-2005 岩波書店